

【基本施策】

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化										
1	(1) 松戸市自殺対策推進部会を開催する	松戸市自殺対策推進部会の開催	P.22	1回/年以上	健康推進課		実施せず	緊急事態宣言等の影響により開催できなかった。今後は、感染状況に応じて開催方法を変更するなど、確実に実施できるような対策の検討が必要。	実施できず	新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国的に自殺者数が増加傾向である状況を踏まえ、上半期中に開催し、自殺統計の共有、関連要因の分析等を行い、具体的な対策を検討する。【開催 1回以上】
2	(2) 松戸市自殺対策庁内連携会議を開催する	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	P.22	1回/年以上	健康推進課		自殺対策計画進捗管理シートの集約、報告をもって、自殺対策庁内連携会議の書面開催とした。	緊急事態宣言等の影響により開催できず、書面開催としたため、関連事業の進捗状況の把握にのみにとどまり、今後必要となる取り組みについて、具体的な議論を行うことができなかった。	30%	上半期中に開催し、自殺統計の共有、関連要因の分析等を行い、具体的な対策を検討する。特に、関係部署、関係機関の連携強化について、具体的な検討を行う。【開催 1回以上】
3	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	①松戸市多重債務問題対策庁内連絡会を開催します	P.22	年1回開催	消費生活課		年1回開催(2月)	コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布による研修会を実施し、多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化することができた。	100%	年1回開催(2月)
4	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	②いじめ防止対策委員会と連携します	P.22	年3回+必要に応じて複数回	指導課		いじめ防止対策委員会の開催(複数回の開催)	必要に応じて会を開催することができた	実施	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催
5	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	③高齢者虐待防止ネットワークと連携します	P.22	実施	地域包括ケア推進課		・高齢者虐待防止ネットワーク全体会を年2回開催(R2.6.26/R3.1.29※両日程ZOOMを活用)し、高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議を年5回開催(R2.7.2、R2.9.3、R2.11.5、R3.1.7、R3.3.4※9月からはZOOMを活用)した。3圏域で毎月、個別事例検討会を実施した。 ・若い世代、養護者世代の高齢者虐待防止理解向上のために、また地域住民からの通報が増えるように、SNSや認知症サポート養成講座等の機会を通じて周知を図った。 ・コロナ禍のため、年1回の専門職向け研修会、年3回の市民向け講演会については動画撮影しDVDを作成。令和3年度から貸出できるように準備を進めた。	コロナ禍ということもあり、全体会と担当者会議については、ZOOMを活用したハイブリット型の会議を実施・運営することが出来た。 また、若い世代と地域住民への高齢者虐待防止の理解向上と支援者同士の横のつながりの強化を課題として、様々な事業を展開することができた。	90%	令和2年度の活動は概ね継続しながら、令和3年度は各圏域毎の現状分析や地域住民の方、専門職の方がより高齢者虐待防止について学べるように、講演会・研修会の開催と、高齢者虐待防止啓発DVDの貸出を進めて行く。
6	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	④児童虐待防止ネットワーク関連機関間で連携します	P.22	-	子ども家庭相談課		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者(運営)会議：3回 ③実務者(ケース進行管理)会議：9回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施(市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催)	新型コロナウイルスの影響で書面開催等の変更があったが、予定とおりに会議を開催できた。このことにより関係機関との連携を深めることができた。 また、啓発活動を行うことで児童虐待防止・DV婦人相談の普及を行うことができた。	100%	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者(運営)会議：2回 ③実務者(ケース進行管理)会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施(市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催)
7	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	⑤松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会と連携します	P.22	・松戸市障害者差別解消支援地域協議会を年1回以上開催 ・松戸市地域自立支援協議会の本会議年1回以上開催	障害福祉課		・松戸市障害者差別解消支援地域協議会は松戸市地域自立支援協議会 権利擁護部会と合併、独立・改組して松戸市障害者虐待防止ネットワークとなる。 ・松戸市障害者虐待防止ネットワーク 2回開催(1回は書面開催) ・松戸市地域自立支援協議会 本会議 2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗状況について見直しも含めながら、話し合っている。	100%	実施を継続
8	(4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する	①千葉県自殺対策推進センターから助言を受け、自殺対策を推進します	P.22	実施	健康推進課		県の担当者への相談や助言を受けるなど、継続して実施した。PEECコース(精神科問題を有する救急患者に対し、標準的な初期評価・初期診療を行うために必要な知識、スキル等を身に付けることを目的とした日本臨床救急医学会が監修する教育コース)について、2月実施に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。	継続して連携をとれている。	実施	新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国的に自殺者数が増加し、中でも女性や若者の割合が増加していることから、新たな対策を含めた重層的な対策が必要であることから、相談や助言を求めると、連携をさらに強化する。昨年度実施できなかったPEECコースについても県と連携し取り組む。
9	(4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する	②千葉県松戸健康福祉センターの協力により、事業を推進します	P.22	実施	健康推進課		個別ケースの対応で相談先としてつなぐ等、連携を図った。また、「こころの体温計」啓発チラシを千葉県松戸健康福祉センターに設置してもらう等、連携して啓発を行った。	継続して連携をとれている。	実施	新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国的に自殺者数が増加し、中でも女性や若者の割合が増加していることから、新たな対策を含めた重層的な対策が必要であることから、相談や助言を求めると、連携をさらに強化する。
10	(5) 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化する	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化	P.22	実施	健康推進課		・「こころの体温計」啓発チラシの設置：4,700枚 ・こころの健康づくり講演会の周知を依頼。	継続して連携をとれている。	実施	啓発を通じての連携に加え、自殺統計や関連要因等について情報共有するなど、より積極的な連携を図る。

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
11	(6) 市内医療機関と連携する	市内医療機関との連携	P.22	実施	健康推進課		個別ケースへの支援等で連携	継続して連携をとれている。	実施	個別ケース支援を通じての連携に加え、自殺統計や関連要因等について情報共有するなど、より積極的な連携を図る。
12			P.22	実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		産科医療機関懇談会は、新型コロナウイルス感染防止のため中止。13医療機関を対象としてアンケート調査を実施し、12医療機関より回答あり郵送による情報共有を行なった。母子保健連絡協議会を年1回実施	懇談会は実施できなかったが、アンケートを通じて、新型コロナウイルス感染症への対策や妊産婦支援等について情報共有を行うことができた。母子保健連絡協議会は1回実施し、併せて医療機関と連携を深めることができた。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1回実施
13			P.22	実施	地域包括ケア推進課		高齢者分野における各事業において市内医療機関と連携を図りながら実施する。	在宅医療介護連携支援センターやかかりつけ医と連携しながら実施している。	100%	実施を継続
14			P.22	実施	障害福祉課		ケースワークにおける相談、会議の出席等の個々の連携及びその他医療費の助成、申請等の医療機関による問い合わせ等対応を実施。	日々の業務において実施	実施	実施を継続
15			P.22	実施	生活支援一課 生活支援二課		個々の生活保護CWが、必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行っている。	各CWごとに必要に応じ、嘱託医への相談や、松戸市在宅医療、介護連携支援センター等の外部機関と連携し、被保護世帯を適切な医療機関へ受診させた。	100%	実施を継続
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成										
16	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	①松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.22	実施	健康推進課		若年層の支援者向けゲートキーパー養成研修をオンラインで開催し、行政および関係職種88名が参加した。	若年層の自殺者数が増加している状況を踏まえ、若年層対策としてのゲートキーパーを実施し、支援する立場の市職員が参加した。コロナ禍においても方法を工夫して開催できたことは意義があったと考える。	実施	引き続き、松戸市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。多くの職員が受講できるよう周知方法等について検討する。【ゲートキーパー養成研修の開催2回以上、参加者数200名以上】
17	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	②松戸市の事業に関わる関係者を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.23	5年間で関係者各職種に実施	健康推進課		若年層の支援者向けゲートキーパー養成研修をオンラインで開催し、行政および関係職種88名が参加した。	若年層の自殺者数が増加している状況を踏まえ、若年層対策としてのゲートキーパーを実施し、支援する立場の市職員が参加した。コロナ禍においても方法を工夫して開催できたことは意義があったと考える。	実施	引き続き、松戸市の事業にかかわる関係者を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。多くの関係者に受講してもらえるよう周知方法等について検討する。【ゲートキーパー養成研修の開催2回以上、参加者数200名以上】
18	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	③ハローワーク職員、美・理容師、ケアマネジャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.23	5年間で関係者各職種に実施	健康推進課		一般向けゲートキーパー養成研修を1回、若年層支援者向けゲートキーパー養成研修を1回開催した。一般向けは、新型コロナウイルス感染拡大のため対象を限定して実施したが、若年層の支援者向けはオンラインで開催し、行政および関係職種88名が参加した。	行政および関係職種88名の中には様々な職種が含まれてはいたが、若年層の支援者が中心であったため、職種は限定的であったと思われる。	実施	引き続き、様々な職種を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。多くの職種の方に受講してもらえるよう周知方法等について検討する。【ゲートキーパー養成研修の開催2回以上、参加者数200名以上】
19	(2) 市民に対する研修会を開催する	①市民に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.23	実施	健康推進課		新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一般市民向けゲートキーパー養成研修は対象を健康推進員のみとした。人数を制限して開催し、後日ウェブ視聴での限定公開も実施し、96名の参加があった。	開催方法を工夫し、多くの健康推進員が受講することができたが、それ以外の市民に受講の機会を作ることができなかった。	実施	多くの市民に受講してもらえるよう、感染状況に応じた開催方法等を検討する。【ゲートキーパー養成研修の開催2回以上、参加者数200名以上】
基本施策3 市民への啓発と周知										
20	(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する	①メンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードの作成と配付	P.23	5,000部以上/年	健康推進課		相談先を更新してリニューアルした啓発チラシを関係機関や市民課および各支所等へ約7,000枚配布、啓発ステッカーを、保健福祉センター、図書館、駅、スーパーマーケットなどへ435枚貼付した。	様々な媒体を用いて啓発を図った結果、「こころの体温計」のアクセス数が83,079件と、前年度の約1.6倍に増加した。	100%	引き続き、リーフレットや啓発グッズを用いて、市民への啓発を実施する。【チラシ配布数5,000枚以上、こころの体温計のアクセス数60,000件以上】
21	(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する	②メンタルヘルスチェックシステムの周知	P.23	配布数3,000以上/年	健康推進課		チラシやステッカーの配布に加え、「コロナ対策ポスター」（コロナ禍におけるこころの健康の啓発）を作成し、駅、スーパーマーケット等に428枚配布した。	従来の周知方法に加え、時勢に対応したポスターを作成し、多くの市民に情報を届けられるよう工夫した。「こころの体温計」のアクセス数が83,079件と、前年度の約1.6倍に増加した。	100%	引き続き、関係機関と連携し、周知を実施する。特に、令和2年の自殺者数が増加した女性や若者をターゲットとした周知方法を検討する。【チラシ配布数5,000枚以上、こころの体温計のアクセス数60,000件以上】
22	(2) メディアを活用した普及啓発を行う	①自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した啓発	P.24	実施	健康推進課		自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に松戸市ホームページ、広報まつど、公式ツイッター等で「こころの体温計」の普及啓発を実施した。また、成人式ホームページや商工会議所広報誌等も通じて、幅広く周知を行った。	様々な媒体を用いて啓発を図った結果、「こころの体温計」のアクセス数が83,079件と、前年度の約1.6倍に増加した。	実施	引き続き、関係機関と連携し、周知を実施する。特に、令和2年の自殺者数が増加した女性や若者をターゲットとした周知方法を検討する。【ホームページ等を通じての情報発信10回以上、こころの体温計のアクセス数60,000件以上】
23	(2) メディアを活用した普及啓発を行う	②メンタルヘルスチェックシステムの周知	P.24	(再掲)	健康推進課	○				

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
24	(3) 既存の情報誌などへ生きる支援に関する情報の掲載をする	①既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	P.24	実施	広報広聴課		各課の依頼に応じて情報の発信。 高齢者や親子で楽しめる動画など、自費生活中でも楽しめるコンテンツをホームページで公開した。	各課の依頼に応じて、広報まつど等での情報を発信できた。また、動画コンテンツを充実させ、自費生活中でも楽しめるコンテンツを提供できた。	100%	各課の依頼に応じて情報の発信を行う。動画制作の研修を行い、各課がより動画を制作しやすい環境を整える。
25	(4) 市民向け講演会を開催する	①市民向け講演会の開催	P.24	開催	健康推進課		「コロナ時代のメンタルヘルス」をテーマに精神科医明橋大二氏に講演をいただいた。感染状況を踏まえオンラインで開催し、221名が参加した。	オンライン開催にしたことで利便性が向上し、前年度に比べて若い世代や勤労者の参加が増加した。また、受講後のアンケートでは、「こころの健康について関心を持つことができた」、「具体的に気を付けようと思うことがあった」と回答した方がいずれも9割以上であったことから、こころの健康づくりの啓発につながったと考える。	100%	女性や若者の自殺者数が増加している状況を踏まえ、講師やテーマを選定するとともに、多くの市民に参加してもらえるよう、開催方法を工夫する。【開催1回、参加者数200名以上、アンケートにて、「自身や周囲の人の心の健康に、受講前より関心が深まった」と答えた割合（回答者の80%）、「受講した事で学んだ心がけや行動等を実践したい」と答えた割合（回答者の80%）】
26	(5) 健康教育やイベントなどで普及啓発を行う	①こころの健康についての健康教育やイベントでの普及啓発	P.24	実施	健康推進課		保健師によるパートナー講座を2件実施 自殺予防週間に本庁連絡通路での啓発を実施し、「こころの体温計」啓発チラシ等147部配布した。また、オンラインで開催した「秋の健康フェスティバル」に心の健康づくりについての動画を掲載した。	新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、パートナー講座の依頼数は減少した。また、イベント等も中止になったものが多かったが、様々な機会を通じて啓発活動を実施した。	実施	昨年自殺者数が増えた女性や若者をターゲットとするなど、関係部署等と連携し、効果的な啓発を実施する。【ゲートキーパー養成研修と合わせた養成者数累計2,300名以上】
基本施策4 生きることの促進要因への支援										
27	(1) 相談体制を充実させる	①相談体制の充実と相談窓口情報の発信	P.24	市民アンケートにおける相談先への認知度の増加	健康推進課		「こころの体温計」の周知に加え、国の電話相談やSNS相談窓口が掲載されたチラシ（厚生労働省が作成したものを松戸市版に改編）を庁内関係課に配布し、相談窓口情報を発信した。	9月以降自殺者数が増加している影響を踏まえ、従来の市の事業周知に加え、全国的な相談窓口情報等、相談窓口情報の整理、発信に取り組んだ。	実施	引き続き相談窓口情報の発信をすすめるとともに、相談体制の充実についても検討し、特に女性や若者に対応できる、重層的な体制整備を進めていく。
28	(2) 居場所づくりをすすめる	①孤立のリスクを抱える人を対象とした居場所づくり	P.24	実施	地域包括ケア推進課		住民主体の通いの場「元気応援くらぶ」を、令和2年度の公募により6グループを追加した。第1期公募の16グループ、第2期公募の20グループ、第3期公募の12グループ、第4期公募の15グループと併せて、令和3年3月末日現在で69グループが活動している。	新型コロナウイルス感染症の影響により、各団体の活動は自粛傾向。特に緊急事態宣言発令中は、各団体とも活動を休止していることや、活動内容によっては、通年通して活動を断念せざるを得ない団体もあるため、補助金の返還が発生したケースもあった。また、新規設立団体も6グループとなり、前年度比で伸び率の低い結果となった。	69%	本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標に則り、事業の周知・普及啓発、新規団体開設や運営のための支援を実施。また、オンラインを活用する等「元気応援くらぶ」の活動内容の幅を広げることも検討。
29	(2) 居場所づくりをすすめる	②子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくり	P.24	児童館機能を持つ施設5か所・中高生の居場所2か所	子どもわかもの課		・児童館機能を持つ施設（5か所） （常盤平児童福祉館、野菊野こども館、根木内こども館、六実こども館、樋野口こども館） ・中高生の居場所（青少年プラザ）（4か所） （松戸地区（文化ホール）、新松戸地区（青少年会館）、五香六実地区（六実市民センター）、八柱地区（八柱駅第2ビル））	こども館・青少年プラザを1か所ずつ新規開設をし、継続して事業を行うことで、子どもに寄り添う支援につながった。	100%	・子どもの悩みや課題に寄り添う居場所の増設（中高生の居場所の1か所新設） ・スタッフの人材育成
30	(2) 居場所づくりをすすめる	③生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.24	2023年度までに1か所増設し市内6か所での実施を目指す	生活支援課		市内6ヶ所で学習支援・居場所作り・カウンセリングを実施。令和3年度の利用延べ人数は学習支援で10,232人、居場所作りで1,619人、カウンセリングで219人、学習支援の利用実人数は定員368人に対し249人。	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、5月末まで会場での学習支援ができなかった。令和3年度は、この間、子ども達と連絡を取り、話を聞くなどつながりが切れないよう努めた。6月からは順次、会場での学習支援や居場所の提供を再開し、6会場すべてで新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業を再開できた。	100%	事業の実施を継続
31					子育て支援課		事業を継続	開室時間を短縮するなど、新型コロナウイルス感染症感染対策を講じながら、事業を継続し、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	数値評価は困難	実施を継続
32	(3) 自殺未遂者などを適切な支援につなげる	①自殺未遂者などに相談先の案内が行えるよう市内の医療機関などと連携	P.24	三次救急医療施設全てに周知	健康推進課		医師会を通じて市内医療機関へ「こころの体温計」啓発チラシを配布した。また、PEECコース（精神科問題を有する救急患者に対し、標準的な初期評価・初期診療を行うために必要な知識、スキル等を身に付けることを目的とした日本臨床救急医学会が監修する教育コース）について、2月実施に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。	新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、市内医療機関と自殺未遂者等の支援に関する積極的な連携をとることが難しく、チラシの配布にとどまった。	実施	自殺未遂者など、自殺のリスクが高い対象者にアプローチする取り組みについて引き続き検討する。また、昨年度実施できなかったPEECコース（救急現場における精神的問題の初期対応）についても県と連携し取り組む。【PEECコースの開催1回以上】
33	(4) 遺された人を適切な支援につなげる	①市民課（支所を含む）、市内葬儀社への相談先一覧を記載したリーフレットの設置	P.24	実施	健康推進課		葬儀組合と連携し、市内葬儀社へ「こころの体温計」チラシおよび啓発カード入りポケットティッシュを配布した。また、遺された人が手続等に訪れると思われる市民課・支所にチラシ、ポケットティッシュを配布した。	遺された人を適切な支援につなげるため、市内葬儀社にアプローチすることができた。	実施	引き続き、市民課・支所・市内葬儀社と連携し、「こころの体温計」のチラシ等を通じて啓発する。また、その他の啓発方法についても検討する。【チラシの設置10か所以上】

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
基本施策5 児童生徒のこころの健康づくりの推進										
34	(1) 学校におけるいじめ対策を実施する	①いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成	P.25	年3回+必要に応じて複数回	指導課		いじめ防止対策委員会の開催（令和2年度17回）、いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの作成と配付（周知）	いじめ防止対策委員会は必要に応じて開催ができた。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの活用について、松戸市立小中学校へ周知できた。	実施	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知
35	(1) 学校におけるいじめ対策を実施する	②市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	P.25	年1回配布	指導課		年1回、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付により、相談電話への入電があり、子どもや保護者の悩みに対応できた。	実施	年1回、松戸市立小中学校への配付
36	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	①豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	P.25	年1回作成・松戸市立小中学校に配付	指導課		年1回の作成、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付した。これにより、松戸市立小中学校における児童生徒の人間関係づくりの一助となった。	実施	松戸市立小中学校へ活用の周知
37	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	②思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施	P.25	家庭教育学級などの希望団体に実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		講座実施0件（新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた外出自粛等により、市民や関係団体から本講座実施の依頼につながらなかった） ホームページへの記事掲載未実施。	家庭教育学級やパートナー講座は年間を通して実施・依頼がされにくい状況であったと考えられる。 ホームページの記事について内容の検討は行ったが掲載にいたらなかった。	0%	家庭教育学級などから実施したい旨の問い合わせがあったため、新型コロナウイルス感染防止対策（オンラインでの実施を含む）を講じて実施を検討。
38	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	③心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	P.25	実施	教育研究所		心理相談員3ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW4ヶ所（拠点型3ヶ所、派遣型1ヶ所）配置、相談・支援にあたった。	悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、継続的な支援をすることができた。SSW事業は、学校からの依頼・相談に幅広く対応することができた。	継続	心理相談員3ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW4ヶ所（拠点型3ヶ所、派遣型1ヶ所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。

【重点施策】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進									
1 (1) 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める	①生活困窮者の相談や税の減免、徴収を行う職員や国民健康保険加入にかかわる市職員などに対するゲートキーパー養成研修の実施	P.26	(再掲)	健康推進課	○				
2 (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	①松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	P.26	2023年度新規相談受付件数(月平均)73.5件を目指す	生活支援一課		令和2年度の新規相談受付件数981件、月平均81.75件。	令和2年度は、京葉ガスの検針票裏面にPR広告を掲載し、事業の周知活動に取り組み、新規相談件数は平成31年度の725件から大きく増加している。	100%	実施を継続
3 (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	②生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	P.26	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う。面接相談員一人当たりの年間相談件数が500件以内を適正な配置目標数とする。	生活支援一課 生活支援二課		令和2年度相談総件数2971件。面接相談員(6名)一人当たりの相談の件数約495人。	相談者に対して適切に対応できている。また、面接相談員に対しても適切に配置できている。	100%	実施を継続
4 (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	③自立支援プログラム策定員による自立支援計画書の策定、自立・就労支援の実施	P.26	2023年までの各年で、自立支援プログラム策定50名、就職・転職・増収者60名を目指す	子育て支援課		策定数 45名 就職・転職・増収者 52名	令和2年の平均有効求人が前年に比べ21%減と就職が厳しい状況でも、就職・転職・増収者につなげられた。自立支援プログラム策定数の目標値を達成し、就職・転職・増収者の増加を目指す。	90% 81%	実施を継続
5 (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	④生活保護受給者の健康診査の実施	P.26	実施	健康推進課		通年で実施した。(受診者数601名)	昨年度に比べて受診者数は減少した。周知については、「被保護者健康管理支援事業」により、生活支援課により実施されているため、連携しながら実施する。	80%	実施を継続
6 (2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	⑤ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する	P.27	-	子育て支援課児童給付担当室		実施を継続	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	100%	実施を継続
7 (3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	①松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	P.27	(再掲)	消費生活課	○				
8 (3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	②東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催	P.27	年2回開催(東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との調整を要する)	消費生活課		年1回開催(11月) ※コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5月の相談会は未開催。	東葛6市で弁護士による相談会を実施し、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との連携を図ることができた。	50%	年2回開催(5月、11月)
9 (3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	③自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介	P.27	実施	消費生活課		多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介した。	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介し、問題解決に向けた助言をすることができた。	100%	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進									
10 (1) 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める	①高齢者にかかわる市職員及び地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対するゲートキーパー養成研修の実施	P.27	(再掲)	健康推進課	○				
11 (2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う	①地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談・支援の実施	P.27	地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数):55,000件	地域包括ケア推進課		住民に身近な地域である日常生活圏ごと(市内15か所)に設置している地域包括支援センターにて相談支援を包括的に実施し、必要に応じて関係機関との連携を図った。高齢者または親族からの相談件数:92,827件 高齢者または親族以外の機関からの相談件数:107,642件	相談件数は前年度から比較して4万件以上増加しており、目標値を大幅に上回る数値を達成した。	100%	地域住民に対して相談支援を継続して実施できるように取り組んでいく。
12 (2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う	②福祉に関する困り事について専門職が行う相談(福祉まるごと相談窓口)の実施	P.28	実施	地域包括ケア推進課		相談窓口は中央圏域、常盤平圏域、小金圏域および市役所に設置し、より市民にとって身近な場での相談支援を行うことができた。また、複合課題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携を図り必要な支援につなげることができた。令和2年9月には広報まつでの周知も実施。相談件数の増加につながっている。各圏域担当の相談員とは定期的に情報共有の場を設け、相談業務のスキルアップを図っている。令和2年度末の新規相談件数は641件。	相談体制の充実によって新規相談件数は年々増加している。また、関係機関との連携が進み、連携回数も年々増加している。相談先が分からない、また、複合課題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携を図り必要な支援につなげることができた。	100%	実施を継続しつつ、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、複合課題に対応できる支援機関のネットワークの活用をさらに進めていく。
13 (3) ネットワークの構築と連携	①基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	P.28	実施	地域包括ケア推進課		高齢者虐待事例、支援困難事例等、日々地域包括支援センターからの相談を受け助言や同行訪問をしているほか、定期的に相談事例の共有、助言、指導をする機会を設け、事例の進捗状況を適宜確認している。また、事例対応だけでなく、各種事業に関しても同様の支援をおこなっている。月1回のセンター長会議では、他センターの好事例等を共有する機会を設け、横展開を図ることができる仕組みを導入し、総合調整機能の役割を果たしている。	左記の実施に加え、地域包括支援センターの事業評価において大幅な見直しを実施した。これにより、センターが取り組んだ好事例等を、他センター間でも共有し、横展開を図ることができた。結果として、地域包括支援センター同士のネットワークの強化やセンター全体の質の向上にも繋がった。	100%	実施を継続しつつ、更なるネットワークの強化と連携を推進していく。

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
14	(3) ネットワークの構築と連携	②松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施	P.28	(再掲)	地域包括ケア推進課	○				
15	(4) 高齢者の居場所づくりを推進する	①一般介護予防事業に基づく住民主体の「通いの場」(元気応援くらぶ)の活動支援	P.28	(再掲)	地域包括ケア推進課	○				
16	(4) 高齢者の居場所づくりを推進する	②地域ケア会議などを通じた地域での多世代交流や居場所づくり支援	P.28	実施	地域包括ケア推進課		生活支援コーディネーターを中心として、市内15地区において、それぞれ地域づくり交流会を実施。 令和3年3月29日に地域づくり交流会報告会を実施。	交流会の実施によって、世代を超えた交流を行うことが出来た。また、報告会の実施により、各地区での取り組みを横展開し、各地区の活動を共有した。	100%	生活支援コーディネーターを中心として、令和2年度までの取り組みを基に取り組みを継続していく。
重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進										
17	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	①ハローワーク職員に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.29	(再掲)	健康推進課	○				
18	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	②労働相談事業を行う社会保険労務士に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.29	(再掲)	健康推進課	○				
19	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	③市内の企業経営者・従業員に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発の実施	P.29	商工会議所を通じて年1回以上	健康推進課		「こころの健康づくり講演会」について周知したほか、「こころの体温計」チラシおよび「コロナ対策ポスター」(コロナ禍におけるこころの健康の啓発)をハローワーク、商工会議所等に配布した。また、商工会議所広報誌にこころの健康づくりについて啓発記事を掲載した。	商工会議所を通じて普及啓発を実施した。	100%	引き続き、商工会議所と連携し、周知を実施する。特に、令和2年の女性勤労者の自殺者数が増加している状況を踏まえ、周知啓発を強化する。【商工会議所との連携1回以上】
20	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	①社会保険労務士による労働相談の実施	P.29	労働相談の相談件数 年間95件	商工振興課		労働相談の相談件数 年間73件(4、5月はコロナの影響で未実施)	コロナの影響で相談窓口休止期間もあり、目標値には満たなかった。	77%	社会保険労務士による労働相談の実施
21	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	②障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援	P.29	福祉施設から一般就労への移行者数を平成32年度まで117人にする就労・雇用のセミナー年1回開催	障害福祉課		・定着支援研修会 8事業所18名参加 ・事業主支援ワークショップ 9事業所10名参加 ・4市合同企業向け雇用セミナー 37社47名参加	・企業側の視点から就労移行支援事業所・就労定着支援事業所に望む人材や連携方法について講演いただく場を設けた。 ・松戸市内企業対し、実際の就労移行支援事業所の見学と企業が抱える課題等の意見交換の場を設けた。 ・コロナ禍における多様な働き方の一つとして、テレワーク雇用をテーマに企業を対象とした勉強会を実施。	実施	取り組みを継続
22	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	③公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおける相談先の周知	P.29	各施設における周知依頼件数8割	健康推進課		啓発チラシを市内や商工会議所、ハローワークへ約7,000枚設置 「コロナ対策ポスター」(コロナ禍におけるこころの健康の啓発)を市内の駅20カ所、スーパーマーケット81店舗、市民センター等へ計428枚掲示 啓発ステッカーを新京成各駅、ハローワーク、図書館、保健福祉センター等へ435枚貼付	公共施設やスーパーマーケット、市内の駅など、市民が目にしやすい場所等に啓発ポスター等を掲示し、勤労者にも情報が届くよう取り組むことができた。「こころの体温計」のアクセス数が83,079件と、前年度の約1.6倍に増加し、啓発効果はあったと考える。	100%	これまでの周知啓発を継続するとともに、相談体制の充実についても検討し、特に女性や若者に対応できる、重層的な体制整備を進めていく。【チラシ配布数5,000枚以上、こころの体温計のアクセス数60,000件以上】
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進										
23	(1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める	①保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.30	実施	健康推進課		若年層の支援者向けゲートキーパー養成研修をオンラインで開催し、行政および関係職種88名が参加した。また、「こころの健康づくり講演会」について、教育委員会や小学校家庭教育学校等を通じて、保護者に周知を行った。	若年層の自殺者数が増加している状況を踏まえ、若年層対策としてのゲートキーパーを実施し、子どもの養育に関わる保護者、学校関係者等も参加した。コロナ禍においても方法を工夫して開催できたことは意義があったと考える。	実施	若年層の自殺者数増加が見られているため、引き続き、保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修等を実施し、啓発を行う。【ゲートキーパー養成研修の開催2回以上、参加者数200名以上】
24	(1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める	②思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施	P.30	(再掲)	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
25	(2) 子育て支援の充実	①産後うつ早期発見・支援として、産婦・新生児、乳児のいる家庭に訪問	P.30	4か月までの乳児のいる家庭全てに実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。 訪問実数 3362人(出生数 3356人) 市内里帰りを含む訪問率は100.2% EPDS実施数 3133人	訪問率及び産後うつ指標であるEPDSの実施状況から、育児不安軽減や、産後うつ予防や早期発見に向けて支援できた。新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながら家庭訪問事業を推進した。感染防止を理由に訪問を延期される家庭の産婦にはEPDSを送付、電話で乳児期の育児相談を行い支援した。	100%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
26	(2) 子育て支援の充実	②子育て世代包括支援センター(親子すこやかセンター)における相談・支援の実施	P.30	実施	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3親子すこやかセンターで保健師・社会福祉士・助産師が実施。 支援妊婦489人、支援乳幼児588人	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援できた。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
27	(3) 学校において相談先についての周知を進める	①市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	P.30	(再掲)	指導課	○				

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
28	(3) 学校において相談先についての周知を進める	②学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布	P.30	実施	健康推進課		こころの健康に関するキャリアファイルとともに、相談先についてのチラシを公立高校3校へ計2,459枚、教育研究所へ200枚配布した。生徒や教員をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへの活用を依頼し、相談窓口の周知につながった。	「こころの体温計」10代の8月アクセス数が273件と前年同期の2倍以上に増加したことから、啓発の効果があったと考えられる。	実施	引き続き、教育研究所等と連携し、学生に対する相談先の周知を進める。【こころの健康に関するキャリアファイルの送付等による啓発 市内公立高校に8回以上】
29	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	①小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる	P.30	年度内にとりまとめ、松戸市立小中学校へ職場体験可能な事業所一覧を通知	指導課		コロナ禍やキャリア教育の現状の変化もあり、小学生対象の「夢の教室」をリモートで行うなど、感染症対策に工夫して事業を継続した。	松戸市立小中学校の職場体験における事業者選択の一助になった。	実施	現行の職業体験学習に加え、中学生の林間学園における農業体験等の体験学習、小学生の夢の教室等のキャリア教育を支援する。
30	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	②豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	P.30	(再掲)	指導課	○				
31	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	③GET YOUR DREAMの実施	P.30	5校実施	子どもわかもの課		4校実施（新型コロナウイルス感染症の影響により2校中止）	実施校の増加はなかった	達成	ゲットユアドリーム事業実施校数を増加させる。
32	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	④中高生と乳幼児とのふれあい体験の実施	P.30	12校実施 引き続き、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、拡充を図る	子どもわかもの課		0校（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）	実施校の増加はなかった	未達成	既実施校については、継続的に実施。新規の学校については、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、事業のPR活動を継続的に行いながら、実施校を増加させる。
33	(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する	①生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行う	P.30	(再掲)	子育て支援課 生活支援課	○				
34	(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する	②小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所を提供し、孤立の防止、体験や交流の提供、ニーズ把握や専門機関の支援につなぐ。	P.30	児童館機能を持つ施設を5か所に拡大・拡充を図る	子どもわかもの課		・児童館機能を持つ施設（5か所） （常盤平児童福祉館、野菊野こども館、根木内こども館、六実こども館、樋野口こども館） ・中高生の居場所づくり事業を実施した（4か所） （松戸地区（文化ホール）、新松戸地区（青少年会館）、五香六実地区、八柱地区（八柱駅第2ビル））	こどもの遊び場の整理と活用を図り、借地の返還への対応や近隣の公園等との役割の見直しを図るとともに、子どもの体験活動など新たな活用方を検討。※子どもプログラミングカフェの実施	達成	児童館・こども館と青少年会館等の連携を積極的に推進し、子どもの居場所、健全育成の拠点として各地域で共通した機能が提供できるようにする。児童館・こども館事業を拡大、充実するとともに公共施設等を活用した新たな中高生の居場所づくりを推進する。

【生きる支援関連施策】

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
1	ゆうまつどこころの相談業務	男女がともに、地域社会の様々な分野で個性と能力を発揮し、対等なパートナーとして活動し、参画していくための支援として、女性と男性の生き方相談を行う。	P.32	男女共同参画課		女性相談（第1～第4週の月・木曜）、男性相談（第1・3週の金曜）を実施した。 女性相談：延べ333人（面接相談151人、電話相談182人）、男性相談：延べ44人	家族関係、職場の人間関係などに悩みを抱える女性と男性に対して、専門のカウンセラーによる相談を行うことができた。	実施	実施を継続
2	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う。	P.32	広報広聴課広聴担当室		相談業務を実施した	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施した。 【一般民事相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）】	100%	相談業務の継続
3	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う。	P.32	広報広聴課		各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っている	各課の依頼に応じて、広報まつど等での情報を発信できた。	100%	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っている
4	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する。	P.32	広報広聴課		2～3年ごと発行のため、2020年版は発行せず、今年度は2019年版の転入者への配布を行う。	生活カタログを配布し、市民に必要な情報を届けることができた	100%	2～3年ごと発行のため、2021年版は発行せず、2019年版の転入者への配布を行う。
5	就職サポート事業（まつど合同企業説明会）	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。	P.32	商工振興課		1月11日～3月20日にかけて、オンライン（オンデマンド形式）の合同企業説明会を実施。期間中、計3回に分けて動画公開を実施。	参加企業14社、参加求職者（エントリー者）84名	実施	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。 新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
6	若者就労支援事業（ジョブトレ業務）	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する。	P.32	商工振興課		新型コロナウイルス感染拡大防止対策から少人数制やウェブ上でのセミナーも含めた方法にて支援を実施。	就職者数は75人。新型コロナウイルス感染拡大防止対策から少人数制やウェブ上でのセミナーも含めた方法にて支援を実施できた。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
7	求人・就職雇用促進業務（高齢者・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する。	P.32	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、令和2年11月、令和3年2月に計4回セミナーを開催した	計4回開催と予定通りの回数を開催することができ、高齢者の就労支援を行うことができた	100%	雇用環境の厳しい定年退職前後の高齢者・中高年に向けてのセミナーを令和3年8月に2回、下半期に2回と計4回開催する。引き続き高齢者の就労支援を行っている。
	求人・就職雇用促進業務（女性向け再雇用促進セミナー）【中止事業】	雇用環境の厳しい女性に対するセミナーを実施する。 【令和元年度より事業中止】	P.32	商工振興課					
8	社会保険労務士による労働相談	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を週2回実施する。	P.32	商工振興課	○				
9	消費生活センター運営業務（消費生活に関する相談）	多重債務の解決に向けて、専門機関を紹介する。	P.32	消費生活課	○				
10	消費生活センター運営業務（消費者問題無料相談会）	多重債務問題の解決の一環として、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で年2回（5月と11月）無料相談会を開催する。	P.32	消費生活課	○				
11	消費生活センター運営業務（松戸市多重債務問題対策庁内連絡会）	福祉、徴収、相談部門の21課及び社会福祉協議会を構成員として多重債務問題対策庁内連絡会を開催する。	P.32	消費生活課	○				
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う。	P.32	地域福祉課		民生委員活動としては市民からの相談支援を行っている。しかし、相談支援においてはコロナ感染防止対策を優先し、必要最小限でなるべく接触を避けた活動となっている。加えて識見の向上のため自殺対策に通づると考えられる「虐待」について民生委員全体で研修会を開催した。	評価にあたっては、民生委員への相談・支援件数のうち、心身上の健康面につながりやすいと考えられる①健康・保険医療、②子育て・母子保健、③生活費、④仕事、⑤家族関係の相談支援件数を数値化した。令和2年度の相談支援件数（9,221件）のうち、上記①～⑤の合計件数は1,799件で約20%を占めている。コロナ禍において民生委員による地域住民への相談支援はその重要性が増しており、こういったきめ細やかな対応が松戸市の自殺対策にも寄与していることは疑いないと考えられることから、今後も引き続き連携を図りながら対応していきたい。	実施	実施を継続
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う。	P.32	地域福祉課		社会福祉協議会は、高齢者・障害者向けの相談窓口や、低所得者向け貸付相談窓口、無料職業相談窓口等を設置し、様々な相談内容に対応した。 一方で高齢者や子育て中の人など地域の人が集い交流する「いきいきサロン」や、旬の料理を食べながら地域の高齢者同士で交流を楽しむ「ふれあい会食会」などの地区社会福祉協議会事業はコロナ禍により当面の間中止している。 また、松戸市地域福祉計画に基づき、松戸市地域福祉活動計画を策定している。	社会福祉協議会は、高齢者・障害者向けの相談窓口や、低所得者向け貸付相談窓口、無料職業相談窓口等を設置し、様々な相談を日々実施している。 また、市内地域福祉の様々な事業を展開し、松戸市の福祉の向上にご尽力いただいている。引き続き連携を図りながら対応してゆきたいと考える。	実施	実施を継続
14	保護司会支援業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する。	P.32	地域福祉課		保護司は、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を行っている。 なお、コロナ禍により「社会を明るくする運動」の一環として行う、市内中学校生徒指導主任との懇談会や、中学生を対象とした作文コンテスト、また、7月の強調月間の「講演会とコンサート」は開催を中止した。	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を保護司に行っていた。社会の中で必要な支援が受けられず、再び犯罪や非行を重ねる人たちが一人でも少なくなるよう、地域社会が立ち直り支援に協力できるようご尽力いただいております。引き続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	実施	実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に支援を必要とする者に対し、支援金を交付し、その世帯の自立更生を図る。	P.33	地域福祉課		社会福祉協議会に委託し、不測の事態により緊急に支援を必要とした世帯の自立更生を図るため法外支援金を交付している。 件数：145件 交付額：1,425,700円（令和2年度末現在） 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急な支援が必要となる世帯に対し給付を行った。（令和2年度） 件数：34件 交付額：516,300円	生活に困窮し、緊急に金銭援助を望む方々に対応できているものとする。 新型コロナウイルス感染症に係る国の制度が新設強化されたこと、また柔軟な対応が可能となったことにより、緊急に支援が必要となる世帯が、少なく抑えられたものとする。	実施	実施を継続 （新型コロナウイルスに係る緊急支援は令和2年度のみ）
16	自殺対策計画進捗管理	自殺対策計画の進捗管理を行う。	P.33	健康推進課		松戸市自殺対策推進部会は実施せず、自殺対策計画進捗管理シートの集約、報告をもって、自殺対策庁内連携会議の書面開催とした。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により夏以降の自殺者数が前年度より増加した状況を踏まえ、自殺に関する相談受取状況について、庁内関係部署への調査を行った。	会議で協議を行うことはできなかったが、自殺対策計画進捗管理シートにより、進捗状況を確認することはできた。また、自殺に関する相談受取状況について調査を行ったことで、複数の部署より、自殺に関する相談について、困っていることや共有したいことがあるとの回答を得たため、次年度活用していきたい。	80%	新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国的に自殺者数が増加傾向である状況を踏まえ、自殺対策推進部会および庁内連携会議を、上半期中に開催し、自殺統計の共有、関連要因の分析等を行い、具体的な対策を検討する。また、自殺対策計画進捗管理シートによる進捗管理を継続する。【会議開催 各1回以上】
17	市民向け自殺予防講演会	自殺予防の普及啓発のため、一般市民を対象とした講演会を開催する。	P.33	健康推進課	○				
18	普及啓発媒体配布	普及啓発媒体を配布する。	P.33	健康推進課		啓発チラシを関係機関や市民課および各支所等へ約7,000枚配布、啓発ステッカーを、保健福祉センター、図書館、駅、スーパーマーケットなどへ435枚貼付した。「コロナ対策ポスター」（コロナ禍におけるこころの健康の啓発）を作成し、駅、スーパーマーケット等に428枚配布した。	様々な媒体を用いて、幅広く普及啓発に取り組むことができた	100%	引き続き実施する。特に、令和2年の自殺者数が増加した女性や若者をターゲットとした新たな配布先についても検討する。【チラシ配布数5,000枚以上】
19	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の運営を行う。	P.33	健康推進課		「こころの体温計」の運営を実施。自殺予防週間、自殺対策強化月間等に周知を強化した。 アクセス数83,079件（前年度51,026件）	アクセス数が前年度の約1.6倍に増加した。「こころの体温計」についての周知啓発の効果および新型コロナウイルス感染症等の影響によりこころの不調を感じた人が多かった可能性も考えられる。	100%	周知のための啓発を継続して実施する【こころの体温計のアクセス数60,000件以上】
20	ゲートキーパー養成研修	自殺を防ぐため、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる見守る人）を養成する研修を行う。	P.33	健康推進課	○				
21	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する。	P.33	健康推進課		55施設の4～5歳児2629人がフッ化物洗口を実施	新型コロナウイルス感染防止に配慮したフッ化物洗口の実施方法を掲載したチラシの作成と配付を行い、フッ化物洗口を実施した。	100%	継続51施設、新規5施設の計56施設でフッ化物洗口を実施する。（休止施設4施設は継続施設数に含まず。）
22	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う。	P.33	健康推進課		（栄養士）依頼なく、実施なし （歯科衛生士）わんぱく歯科くらぶ参加の保護者に対し実施。 85回976人 （保健師）依頼のあった団体に対して実施。3回67人	新型コロナウイルス感染症の影響により、健康教育が実施できない期間があった。また3密を避けるために、人が集まる機会が減ったことも依頼が少なくなった要因であるとする。	100%	感染対策を徹底しながら継続して実施する。
23	家庭訪問事業	健康な生活の維持・増進のため、保健師が家庭訪問や健康相談等の生活支援を行う。	P.33	健康推進課		実人数10人、延べ人数30人に対して訪問を実施	昨年度に比べて、継続して関わる必要があるケースが増えている。必要に応じて他機関とも連携しながら支援ができています。	100%	本人や家族、他機関等からの依頼に対して実施する。
24	成人保健指導業務	市民健康相談室・保健福祉センター・地域のイベント等において、健康相談・保健指導を行う。	P.33	健康推進課		各保健福祉センター：面接 実人数20人延べ44人 電話 実人数104件延べ291件 地域のイベント：実施なし 市民健康相談室では、適宜健康相談を実施している。	新型コロナウイルス感染症に対して感染予防策を講じて面接等を実施した。面接、電話相談とも延べ人数は昨年度より増加している。	100%	市民健康相談室、保健福祉センター、開催があれば地域のイベント等において健康相談・保健指導を実施する。
25	地区組織育成事業	健康づくりに関わるボランティアを育成・支援する。	P.33	健康推進課		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた全日程を中止した。その間ボランティアと連絡を取りながら、コロナ禍における活動の在り方について相談を受け、助言を行い不安解消に努めた。	対面での支援は行わず、電話でやり取りをしながら、不安解消できた。	一部実施	安全に実施できるよう新型コロナウイルス感染リスクを考慮し開催を検討する。
26	健康増進人材育成事業	乳児から成人を対象に健康推進課・子ども家庭相談課とともに健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する。	P.33	健康推進課		健康推進員について、定例会5回（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4～6月・2～3月は中止）、全体研修会3回（規模の縮小・ウェブ聴講の併用）を開催した。健康づくり活動では、動画を作成し、市ホームページにて公開した。また、ウォーキングマップの作製は、途中で定例会が中止となったため、完成には至らず、次期健康推進員に引き継ぐこととなった。食生活改善サポーターについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため定例研修会5回（4～6月及び1～3月は中止）開催した。あわせて、サポーターによる講習会（調理実習・試食）は中止し、「まつどのキッチン（クックパッド）」の活用と、レシピ集により地域への普及活動を実施した。	活動の回数は減少したが、活動目的に沿って育成支援できた。 感染防止に配慮し、活動内容を変更して地域での食を通じた健康づくり活動に取り組めるよう支援した。	実施	健康推進員について、例年通り定例会を実施する予定。全体研修会は新型コロナウイルスの感染状況に応じて規模の縮小・ウェブ聴講を検討する。また、地域でのイベント再開の目途が立たないことから、前年度の活動であるウォーキングマップの作製を引き継ぎ、今後のイベント等での活動に繋がるよう支援する。 食生活改善サポーターについては、定例研修計画に沿って活動支援を行うが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて活動内容の変更に対応しつつ育成支援する。また、サポーターによる講習会は感染防止に配慮し、令和3年度も独自レシピ集の作成及び「まつどのキッチン（クックパッド）」を活用した普及啓発に変更し、食を通じた健康づくり活動の実施を支援する。
27	健康診査事業	生活保護受給者の健康診査を行う。	P.33	健康推進課	○				
28	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護の者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する。	P.33	健康推進課		通年で実施した。（個別検診 免除者数34,450名）	申し出者に対して一部負担金を免除することができた。申請書については、同一世帯の課税状況の記載欄を設けた。また、課税状況の確認方法について説明書に明記し、間違いのないように変更した。	100%	実施を継続
29	シニア交流センター管理運営事業	住み慣れた地域や家庭において、高齢者が自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって生涯を過ごす支援を行う。	P.33	高齢者支援課		新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、会議室の貸し出し制限やシニア交流センターまつりの中止などにより当初計画どおりの活動はできなかった。	直接人との触れ合いがはばかれる社会情勢となり、事業推進に支障をきたした。しかし、施設入居団体であるシルバー人材センターやはつらつクラブ連合会への空き部屋提供を通じて活動支援を行った。	40%	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、講演会の開催や地域との交流を深めていく。

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
30	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会の拡大を図るため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	P.33	高齢者支援課		シルバー人材センターに対して補助金の交付や公共施設の借用支援を行うことを通じ、高齢者の就労機会の拡大に努めた。登録会員数は令和3年3月31日現在2,028人（前年同月2,123人）	前年度末会員数より95人減少し、会員の拡大とはならなかった。	80%	同センターに対し、引き続き加入促進に向けた働きかけを行う。
31	ながいき手帳作成・配布事業	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る。	P.34	高齢者支援課		高齢者の生きがいがづくりを支援するため、高齢者向けの施策やボランティア活動を紹介する冊子「ながいき手帳」を編集・作成し、令和2年度版として4,000冊配布した。	高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することにより、高齢者の各種サービスの活用を図ることができた。	100%	市内各支所や地域包括支援センター等を始め、様々な場所へ配架することで広く周知を図る。また、ながいき手帳の記載内容の充実を図る。
32	老人福祉施設等利用サービス供給事業	特別養護老人ホーム間の円滑な運営及び組織・団体の育成を図るため、特別養護老人ホーム連絡協議会補助金を交付する。65歳以上の要保護老人を市が養護老人ホームに措置した際の費用を支弁及び入所判定に係る業務を実施する。	P.34	高齢者支援課		特別養護老人ホーム連絡協議会は令和2年11月末時点で施設数24施設で構成されており、年4回の定例会を開催した。養護老人ホームについては、令和2年度末時点で5施設に合計25人が措置入所中である。	老人福祉施設等のサービスが円滑に供給できるよう支援できた。	100%	特別養護老人ホーム連絡協議会は、4月1日現在24施設で構成されており、年4回の定例会の開催を予定している。令和3年度についても、引き続き養護老人ホームへの措置を行っていく。
33	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する。（所得制限あり）	P.34	高齢者支援課		老人の健康保持と適切な医療の確保を図るため、入院、外来及び薬剤費に伴う費用の一部を支給した。令和2年度末の申請件数は5,508件、支給額4,490,871円、延人数300人、実人数68人であった。	費用の一部支給により老人の健康保持と適切な医療の確保を図ることができた。	100%	引き続き、老人の健康保持と適切な医療の確保を図るため、入院、外来及び薬剤費に伴う費用の一部を支給する。
34	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開する老人クラブに対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る。	P.34	高齢者支援課		地域活動の担い手である、はつらつクラブ（老人クラブ）は、令和2年度末時点で、クラブ数が197クラブ、会員数が7,879人。費用助成を行うとともに、活動運営の支援を行った。	地域活動の担い手である、はつらつクラブ（老人クラブ）に対して、新型コロナウイルス感染症拡大予防を念頭においた活動運営の支援を行った。クラブ数や会員数については減少傾向である為、引き続きはつらつクラブ連合会の役員の方々と協議を行いながら、啓発活動に努める。	100%	引き続き活動運営の支援を行う。また、はつらつクラブ連合会等と協議を重ねながら、啓発活動に努めていく。
35	高齢者保健福祉計画事業	高齢者の保健福祉サービスの総合調整及び保健福祉推進に伴う基盤整備の確立を図るため、3年毎に見直しを行う。市民アンケート調査、松戸市高齢者保健福祉推進会議の開催を行う。	P.34	高齢者支援課		令和2年度は、松戸市高齢者保健福祉推進会議を3回開催した。また、次期計画（令和3年度～令和5年度）策定に向け、介護事業者等アンケート調査を実施した。	推進会議の委員の意見や市民アンケート等から本市のデータを収集することができ、次期計画に反映させることができた。	100%	現計画を推進しつつ、次期計画策定を見据えて引き続きアンケート調査を実施・分析する。
36	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する。	P.34	地域包括ケア推進課		地域包括支援センターの主催にて、各地域の実情に応じた内容：回数で、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を実施。認知症予防教室：3回1コースを基本として、62回実施。参加人数993人。参加者自身が、教室終了後も認知症予防につながる活動やセルフケアを継続して行うことができるよう企画、実施した。また、教室終了後3～6か月後に参加者へのモニタリング(電話等)を実施し、継続した活動やセルフケアの状況を確認し、必要時フォローしている。介護予防教室：開催回数447回、参加人数7224人。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中は電話による体調確認やフレイル予防の助言を行った。緊急事態宣言解除後は、感染対策に留意した内容で会場や人数に合わせて教室を再開し、地域ニーズに合わせた運営を行った。	感染対策を講じた教室運営を行った。認知症予防教室：各包括ごとに、地域のニーズに応じた内容で、工夫を凝らしながら開催することができ、認知症予防につながる活動やセルフケアを促すことができた。またR2年度からはモニタリングを実施することにより、参加者の教室終了後の状況把握と支援の必要な人の早期支援につなげることができた。介護予防教室：緊急事態宣言中も連絡体制を整え助言を行うとともに、緊急事態宣言解除後は感染対策に留意し屋外での実施、オンラインでの実施等、地域ニーズに合わせた運営を行い、コロナ禍での自粛でADL低下が懸念される中、介護予防の取り組みを継続することができた。	100%	認知症予防教室：普及啓発事業として、より多くの市民が参加できるよう開催回数を変更した。（各包括、2日間を1クールとして年2クール開催、教室終了後1～2か月後にモニタリング実施）生活習慣病やフレイル予防の啓発、セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開をめざす。また教室参加の効果を確認するため、参加者へ電話等によるモニタリングを実施する。介護予防教室：普及啓発事業として、より多くの市民が参加できるよう周知と申込方法を変更した。地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、各包括の実施状況も共有し、感染対策を行った上での効果的な介護予防の取り組みを推進していく。
37	介護予防把握事業	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う。	P.34	地域包括ケア推進課		令和2年度末での事業対象者数846名。有効期間満了後の状況も62.7%が自立もしくは総合事業を継続利用している。サービス利用に関しては、必要なサービスが提供されるようチェックリストの他「松戸市版アセスメントシート」により心身の状態や環境、本人が目標としている生活を確認し、必要なサービス利用につなげている。	介護予防および日常生活支援を目的として本人に必要なサービス利用につなげたことで、利用者の状態の維持改善を行うことができた。また、地域資源を積極的に活用すると共に、高齢者の社会参加を推進し、高齢者の介護予防に資することができた。	100%	今後も実施を継続し適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。
38	地域包括支援センター事業（基幹型地域包括支援センター）	市役所本庁内に基幹型地域包括支援センターを設置し、高齢者施策全般や他の関連施策との連携を図る。基幹型包括は直接担当圏域はもたず、委託型地域包括の総合調整や後方支援を行う。	P.34	地域包括ケア推進課	○				
39	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、医療と介護の連携、認知症総合支援、生活支援体制整備、地域ケア会議等を委託する。	P.34	地域包括ケア推進課		市内の各日常生活圏域（15か所）に地域包括支援センター事業を法人委託し、設置をしている。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を生かしながら、チームで協議しながら高齢者の支援に日々あたっている。	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターは、それぞれの特色や強みを生かしながら、総合的な相談を受けられる体制を整備している。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が、チームで連携しながら高齢者支援にあたることができている。	100%	包括的な相談支援体制（断らない相談窓口）の推進に向け、関係機関とのネットワーク体制の構築、相互連携、高齢者以外の分野の相談に対応するための知識、技術の向上を図っていく。
40	認知症総合支援事業	認知症についての正しい理解の普及啓発を図るとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるために、認知症の早期診断・早期対応にむけた支援体制の構築や認知症ケアの体制整備を行う。	P.34	地域包括ケア推進課		まつど認知症予防プロジェクトでは、早期診断・早期対応により認知症の発症遅延とともに、認知症になっても本人にとってのより良い暮らしができるようセルフケア等のアドバイスをしている。また、定期的にモニタリングを行うというプロジェクトの性質上、対象者に継続的に関わる糸口ともなっている。まつど認知症予防プロジェクトにより新規で166人の方が専門職によるセルフケアのアドバイスを継続して得られた。また、継続した専門職のモニタリングを154人が受けられた。本事業の周知として、実施協力機関をホームページに掲載・普及啓発グッズの作成等を行った。相談窓口を集約した「認知症ガイドブック 相談窓口マップ版」を作成し、広く市民に認知症の相談窓口を周知した。	「認知症を予防できる街まつど・認知症になっても安心して暮らせる街まつど」を目指して認知症施策を展開することができた。まつど認知症予防プロジェクトでは、セルフケアのアドバイスとともに、認知症の早期把握や必要時には医療や介護サービスに繋ぐなど支援が行われている。市民に対して事業や相談窓口の周知に務めた。コロナ禍で、実施機関の拡充は困難であった。	90%	まつど認知症予防プロジェクトを普及啓発し、軽度認知症の人を早期に把握し、認知機能の維持、改善にむけて継続して実施していく。また、まつど認知症予防プロジェクトの実施協力機関を拡充していく。引き続き、認知症の早期診断・早期対応が可能となるよう、認知症の相談窓口や、事業等の周知を継続する。

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
41	認知症高齢者見守り事業（あんしん一声運動業務）	認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指すために、認知症サポーターが地域の中で声かけ活動を積極的に実施することや認知症に関する専門職と一緒に活動できる仕組みを構築する。	P.34	地域包括ケア推進課		3月末時点で認知症サポーター養成講座受講者は29,111人、そのうちオレンジ声かけ隊は3,786人、オレンジ声かけ隊登録団体数は227か所、オレンジ協力員は946人を養成した。 コロナ禍で様々な活動が自粛となる中、地域包括とオレンジ協力員が連携し、認知症の人や地域を見守りパトロールする『オレンジパトウォーク』を市内15地域全域に拡充して実施した。拡充にあたり、パトウォーク研修会を開催。各地域包括により、啓発チラシを配布したり、認知症の人への戸別訪問、認知症の人と一緒に歩くなどさまざまなかたちで実施している。また、『松戸市の認知症対策について』まとめた冊子を新たに作成し、声かけ隊への通信形式での研修資料として配布した。オレンジ協力員のステップアップ研修では、オンラインも併用し3回実施した。	コロナ禍で、高齢者の社会的孤立や閉じこもりが問題視される中、オレンジパトウォークを市内3地域から全15地域へ拡充することができた。また、パトウォークを地域の実情に応じたさまざまな方法で実施することにより、地域の見守り強化とともに認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの具体的推進、包括単位のチームオレンジとしての活動が展開できた。 『松戸市の認知症対策』冊子の配付により、認知症サポーターの中から、さらに実践的な活動をするオレンジ協力員への登録が促進された。	100%	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座のオンライン実施や企業や小学生など幅広い世代へ向けた実施を推進していく。また、オレンジパトウォークを継続して実施。加えて、チームオレンジとしての活動を拡充したり新規に展開していけるよう地域包括（認知症地域支援推進員等）とともに検討を進めていく。 オレンジ声かけ隊やオレンジ協力員への研修は、継続して実施する。
42	総合相談事業（高齢者総合相談関係業務）	地域で暮らす高齢者から介護、福祉、健康、医療等に関する相談を包括的に受け、担当する地域包括支援センター等につなげる。	P.35	地域包括ケア推進課		本人または家族への相談支援件数：7,395件 本人または家族以外の機関への相談支援件数：8,573件	高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族、関係機関からの相談に応じ、担当する地域包括支援センター等の適切な支援につなげることができている。	100%	相談件数は年々増加しており、令和3年度についても増加が見込まれる。これまでと同様に実施を継続し、適切な支援につなげる。
43	総合相談事業（高齢者支援連絡会業務）	地域包括支援センターに委託し、地域での見守り活動や勉強会等の開催を通じて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う。	P.35	地域包括ケア推進課		地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画する高齢者支援連絡会議を233回実施。	高齢者支援連絡会を通して、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を行うことができた。	100%	地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画し、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を引き続き実施していく。
44	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がなく、あっても音信不通等の事情で、特に福祉を図るため必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する。	P.35	高齢者支援課		令和2年度は、34件の市長申立を行った。また、本人・親族申立費用に対する助成は21件、報酬助成は124件行った。	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立てや報酬助成制度を継続していく。	100%	実施を継続
45	権利擁護事業（高齢者虐待防止ネットワーク関係業務）	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、保健・医療・福祉等の関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化するため、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業を行う。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
46	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取組んでいけるよう支援する。	P.35	地域包括ケア推進課		「介護予防・日常生活支援総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル（改訂版5版）」を作成。毎年更新し、冊子配布するとともにホームページにも掲載した。ケアマネジメントを展開するにあたっての自立支援・健康増進等の理念・プロセス等について周知することで目標に向けた主体的なサービス利用の支援を行った。地域包括支援センターへの相談・助言も適宜行った。	マニュアルの作成、配布及び地域包括支援センターへの相談・助言により主体的サービス利用に向けた支援を行うことが出来た。 一方でコロナ禍ということもあり、感染症に対する不安からサービス利用を見合わせる事例もあり、感染症に関する適切な情報提供や新しい生活様式を踏まえた目標設定の検討が必要であった。	90%	「介護予防・日常生活支援総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル」の更新及び地域包括支援センターへの相談・助言を継続していく。
47	地域介護予防活動支援事業（元気応援くらぶ）	住民自身が主体的に運営する「通いの場」に高齢の方が気軽に出かけ、人とのふれ合いや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりの推進のため「通いの場」（元気応援くらぶ）を実施するグループを公募する。公募により採択となったグループには開設・運営に係る支援を行う。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
48	介護予防把握事業（ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチ）	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、介護(要支援)認定等を受けていない高齢者へ、ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチによるアンケート調査を実施する。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施する。	P.35	地域包括ケア推進課		2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、65歳、75歳到達者9668人にアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施した。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。	100%	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施していく。
49	福祉まるごと相談窓口	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を基幹型地域包括支援センターで受け付けを行い、的確な支援機関に繋ぎ、寄り添い型支援を行うことで、福祉の困りごとを抱えた市民の安心した生活を支援する。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
50	生活保護施行に関する業務	生活保護の相談を受け、制度の案内を行うと共に、申請を受け付ける。保護開始後は、被保護者の自立に向けた援助方針を作成し、定期的な面談、就労支援、医療・介護・福祉サービスの調整等、被保護者が主体的に生活できるよう支援・援助を行う。	P.35	生活支援一課 生活支援二課	○				
51	生活保護各種扶助事務	被保護者へ生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助について支給もしくは事業者等へ支払を行う。	P.35	生活支援一課 生活支援二課	○				
52	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	P.36	生活支援一課 生活支援二課		支援給付は毎月1日に行っている。 通訳派遣や日常生活の相談を週3回行っている。	対象者に対して適切な支援給付をすることができた。	100%	実施を継続
53	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者を対象として、「松戸市自立相談支援センター」において、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。なお、路上生活者に対する支援についても本事業に含まれる。	P.36	生活支援一課	○				
54	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	2年以内に離職し、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として家賃相当額（上限あり）を支給する。	P.36	生活支援一課		新型コロナウイルスの影響で受給要件が緩和されたこともあり申請者が大幅に増加した。相談や申請等の受付は松戸市自立相談支援センターで行っているが、ピーク時には生活支援一課二課から応援職員を派遣し対応した。	利用申し込みのあった世帯に対して適切に実施することができた。	100%	実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
55	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とうまくコミュニケーションが取れない」等、ただちに就労が困難な方に対して、面談、適性検査、グループワーク、就労体験等、一般就労に向けた準備のための支援を行う。	P.36	生活支援課		令和2年度は24名の利用があった。また、令和2年度中に支援終了となった11名の内、1名が就職活動を行う準備が完了し、就労を開始するまでに至っている。	新型コロナウイルスの影響で対面での面談ができない期間が長く続き、なかなか成果が上がらなかった。	100%	実施を継続
56	生活困窮者自立支援事業（家計相談支援事業）	家計状況の見える化により根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付の案内等を行い、早期の生活再生を支援する。	P.36	生活支援課		令和2年度は65名の利用があった。また、令和2年度中に支援終了となった17名の内、15名は家計の改善などの良い変化が見られた。	新型コロナウイルスの影響で対面での面談が難しい期間が長く続き、昨年ほど成果が上がらなかった。	100%	実施を継続
57	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	住居を失った生活困窮者に対する一時的な住居等を提供する。	P.36	生活支援課		利用者に対して一時的な住居等の提供を行った。	利用の申し込みがあった世帯に対しては適切に利用してもらうことができた。	100%	実施を継続
58	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業等）	生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども（小学校5・6年生、中学生、高校生）に対して、個別指導型の学習支援、居場所の提供、必要に応じた心理カウンセリングを行う。	P.36	生活支援課	○				
59	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	P.36	障害福祉課		松戸市障害者計画推進協議会 開催（10月）	1回開催	100%	継続実施
60	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する。	P.36	障害福祉課		相談支援部会。就労支援部会、こども部会 の開催	各部会 12回開催	100%	継続実施
61	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う。	P.36	障害福祉課		身体障害者相談員、知的障害者相談員で各障害者の更生支援の相談及び指導を実施	身体障害者相談員14名、知的障害者相談員5名で各障害者の更生支援の相談及び指導を実施	実施	継続実施
62	障害者居宅生活支援事業（精神障害者つどいの広場開催業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、当事者の人たち、家族の人たちの話し合いの場を開催する。	P.36	障害福祉課		精神障害者（主に統合失調症）当事者支援「空と太陽の集い」を開催	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため上半期は実施せず 感染対策を行い2回開催（R2.10月、11月）	100%	R2年度で廃止
63	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う。（難病者支援費・特別障害者手当等・ねたきり身体障害者等福祉手当・心身障害児福祉手当・特別児童扶養手当関係業務・心身障害者扶養年金・身体障害者結婚祝金・心身障害児入学祝金・就職支度金）	P.36	障害福祉課		申請をいただき、随時支給。 ※身体障害者結婚祝金については、平成30年度で廃止 ・難病者支援費 入院 延391人、通院 延27,440人 ・特別障害者手当等 延7,958人 ・ねたきり身体障害者等福祉手当 延72人 ・心身障害児福祉手当 延6,624人 ・特別児童扶養手当関係業務 実施 ・心身障害者扶養年金 延8人 ・心身障害児入学祝金 延36人 ・就職支度金 延20人	申請者に対して適正に支給を行った。	実施	継続実施
64	障害者就労支援事業	就労相談や就労後の定着支援を実施することで、継続的な一般就労を支援する。また、工賃向上を支援し、経済的な自立を支援する。	P.37	障害福祉課	○				
65	障害者医療費助成事業	精神障害のための入院費の補助や医療費の補助を行う。	P.37	障害福祉課		・精神障害者医療費等支援費 年に4回支給 ・重度心身障害者医療費等支援費 随時支給（通院1回・入院300円/日（住民税所得割非課税世帯は負担なし 調剤は一律自己負担なし。）） ・精神障害者入院医療費助成 延134人 ・重度心身障害者医療費助成 延124,699件	申請者に対して適正に支給を行った。	実施	継続実施
66	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補給給付により負担軽減を図る。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 ・利用計画作成件数（児・者）2,629件 ・高額障害福祉サービス給付費 延25人 ・高額障害児通所給付費 延32人	計画相談員によるプラン作成件数については、年々増加している。	実施	継続実施
67	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしゃく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 自立支援医療 ・精神通院医療 8,445人 ・更生医療 328人 ・育成医療 45人	申請者に対して適正に支給を行った。	実施	継続実施
68	地域生活支援事業（相談支援業務）	相談体制の強化や障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。また、障害福祉サービスにはない、地域に必要なサービスの提供を行う。	P.37	障害福祉課		相談窓口として、ハートオン相談室、ふれあい相談室、沼南育成園に委託。 支援件数 ・ハートオン相談室 7741件 ・ふれあい相談室 9,507件 ・沼南育成園 171件	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	実施	継続実施
69	基幹相談支援センター等事業	障害者が自立して生活が送れるよう、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の充実を図る。障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関する啓発を行う。	P.37	障害福祉課		基幹相談支援センターにおいて、総合相談の窓口を担っている。また、松戸市障害者虐待防止センターや松戸市差別相談センターも担っている。 支援件数：9,268件	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	実施	継続実施
70	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する。	P.37	障害福祉課		申請いただき、随時交付 手帳所持者数 ・身体障害者手帳 13,313人 ・療育手帳 3,654人 ・精神保健福祉手帳 4,545人	手帳所持者数は昨年度に比較し増加している。	実施	継続実施

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
71	松戸市障害者差別解消支援地域協議会の開催	地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取り組みを推進するネットワークであり、障害者支援の経験や専門知識を持つ人や、障害のある当事者・家族会のほか、国・県・市の関連部署を構成員とし、障害者差別相談事例の共有、障害者差別に関する相談を受けた機関等への調整・対応内容の提案、障害者差別にかかる紛争の防止や解決の後押し等を協議する。	P.37	障害福祉課	○				
72	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布することにより、障害者の方々が有する能力等に適切なサービス、助成を受けることができるよう情報提供し、生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	P.37	障害福祉課		窓口来庁時には、障害者手帳を交付する際に、障害福祉のしおり等を用いて案内を実施。郵送の場合も、障害福祉のしおり等も併せて送付。	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受け適切にご案内を行った。	実施	継続実施
73	高次脳機能障害の当事者・家族支援業務	高次脳機能障害の当事者・家族の話しあう場に出席し、情報提供を行う。	P.37	障害福祉課		新型コロナウイルス感染症の影響で開催されなかった。		未実施	継続実施
74	障害児支援関係事業	医療的ケア児が在宅で安心して生活できるようにすること及び支援が必要なこどもが切れ目なく支援を受けられるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う。	P.37	障害福祉課		・医療的ケア児連携推進会議 2回開催 ・R2年度の配布数は105冊	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を開催し、医療的ケア児の支援方法等について話し合った。 ・こども部会において、周知方法を検討し、活用方法のデータ作成をおこなった。	実施	継続実施
75	地域子ども・子育て支援事業	根木内・野菊野こども館に子育てコーディネーターを配置し子育てに悩んでいる人への相談を行う。	P.37	子どもわかもの課		根木内こども館・野菊野こども館の他、新たにほっとる一む常盤平にも子育てコーディネーターを配置し、相談業務を実施した	子育てコーディネーターをこども館・ほっとる一む常盤平に配置することで、保護者からの悩み相談を受けると共に、必要な場合は関連施設との連携を行うことができた。	実施	引き続き、子育てコーディネーターが保護者の子育て相談を受け、児童館・こども館・関連施設で情報共有を行っていく。
76	児童館管理運営事業	こども館の委託や児童館の施設管理を行う。児童館の職員が市内を巡回し、地域市民・利用者とともに児童の健全育成を目指す。居場所のない子どもたちへの居場所の提供を行う。	P.37	子どもわかもの課		橘野口こども館を新たに開設し、合計5施設へ委託及び管理。移動児童館については、5か所の地域で健全育成・居場所づくりを実施し、各施設において直接子どもの相談業務を行った。	移動児童館については、昨年度と巡回場所を1か所変更、また隔週で1か所増加し、各地域で定着が見られている。	実施	こども館・移動児童館の利用者数を増加させる。
77	こどもの夢支援業務	中学生に対し、様々な世代・経歴の大人の様々な価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考えるきっかけとして「GET YOUR DREAM」事業の実施を委託する。	P.38	子どもわかもの課		4校実施（新型コロナウイルス感染症の影響により2校中止）	地域社会で活躍するさまざまな職業や経歴の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援することができた。	実施	ゲットユアドリーム事業実施校数を増加させる。
78	中学生と乳幼児のふれあい体験業務	乳幼児のふれあい体験と子育て中の保護者との交流を行ったあと、命の大切さ等の講義を実施。安全に実習が進められるよう、市のおやこDE広場スタッフを配置する。	P.38	子どもわかもの課	○				
79	少年センター運営業務	盛り場や駅等で声かけを実施する少年補導員に対し、年間活動費及び街頭補導活動報償費を支給する。	P.38	子どもわかもの課		地区補導を中心にセンター補導の補導活動を実施。少年補導員に報償費を支給。	計画的に、市内全域の盛り場・駅・公園・遊技場など、少年のたまり場と見られる場所を巡回し、「愛の一声」の気持ちを込め補導活動を実施することができた。	実施	家庭や学校、社会にうまく適応できない中学生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指す。
80	家庭教育相談員関係業務	家庭教育相談員が、本人、保護者より家庭や非行問題等について電話相談を受ける。	P.38	子どもわかもの課		電話相談・来所相談を実施。	常盤平児童館に移動したことにより、来所の相談数（学校のこと、家庭のこと、いじめのこと、体のこと等）が令和2年度は217件増加している。	実施	引き続き、児童福祉館で来所・電話相談を受け付けます。また、相談員の質の向上及び、来館者より相談を受けやすい関係づくりに向けた研修を充実させていく。
81	青少年自立支援事業「中学生支援業務・子どもの居場所づくり事業」	放課後や長期休業中に、小中学生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげる。	P.38	子どもわかもの課	○				
82	家庭児童相談関係業務	家庭相談員、婦人相談員を置き相談業務を行う。要保護児童等への必要な支援を行う支援拠点を整備する。	P.38	子ども家庭相談課		子ども家庭総合支援拠点を設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施家庭相談員15名、婦人相談員4名を配置	滞りなく業務を実施し支援が必要な児童や女性に対して適切な支援を行うことができた。	100%	子ども家庭総合支援拠点を設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施家庭相談員15名、婦人相談員4名を配置
83	要保護児童対策地域協議会関係業務	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待の早期発見対策、児童虐待への救済支援体制を強化する。	P.38	子ども家庭相談課		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：3回 ③実務者（ケース進行管理）会議：9回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）	新型コロナウイルスの影響で書面開催等の変更があったが、予定どおりに会議を開催できた。このことにより関係機関との連携を深めることができた。 また、啓発活動を行うことで児童虐待防止・DV婦人相談の普及を行うことができた。	100%	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）
84	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間看護、休日看護及び土曜日看護を施設へ委託する。	P.38	子ども家庭相談課		市内2施設において、ショートステイ、日帰り看護、夜間看護、休日看護及び土曜日看護を実施	様々な理由により面倒を見ることができない子どもを預かり、親の養育を支援することができた。	100%	市内2施設において、ショートステイ、日帰り看護、夜間看護、休日看護及び土曜日看護を実施
85	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる。	P.38	子ども家庭相談課		令和2年度末時点での申請件数：16件	昨年度と同様の件数であった。	100%	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で乳助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する
86	子どもの貧困対策推進業務	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	P.38	子ども政策課 子どもの未来応援担当室		子どもの未来応援講演会を開催し、子どもの未来応援プランの周知を図った。 第2期松戸市子どもの未来応援プランの策定作業を行った。	子どもの未来応援懇談会をオンラインで開催し、コロナ禍においても貧困対策を推進することができた。また、有識者で構成する子どもの未来応援懇談会を2回開催し、第2期松戸市子どもの未来応援プランの素案を作成することができた。	100%	第2期松戸市子どもの未来応援プランを策定し、様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
87	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている。	P.38	子ども家庭相談課 母子保健担当室		平日（日中）9か所で実施（例年同様） 届出関係10,390件、母子の相談4,626件、成人の相談7,884件	身近な健康相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
88	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う。	P.38	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施 妊婦訪問 203人	妊婦訪問が必要とされている対象者には訪問できている。不調の早期発見、不安の解消等、相談対応をすることができた。新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながら家庭訪問事業を推進した。感染防止を理由に訪問を延期される妊婦には、電話で支援した。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
89	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問する。産後うつチェックリストを用いて、産後うつ早期発見・支援を行う。	P.38	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
90	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		平日(日中)9か所を実施(例年同様)妊娠届出数3,516人(妊娠届出数は、妊娠届出受取数のため、母子健康手帳発行数とは一致しない)	母子健康手帳交付時には、必要に応じて相談を受け、今後の育児上の支援課題を把握し、継続支援に繋ぐことができた。新型コロナウイルス感染症予防により郵送交付を実施した妊婦については電話や後日来所・訪問により支援を実施できた。	100%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
91	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこDE広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて計84回実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4-7月は中止し、妊娠届出で把握した初妊婦数に対する、受講した妊婦(実数)の割合は34.8%で昨年度より減少した。およこDE広場等については当面の間中止。	初妊婦とパートナーが、家族の健康や、産後の育児や家族の生活を想像し、産後うつや健康相談、育児相談先を知る機会となった。新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら実施することができた。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、3保健福祉センターでの実施を継続 およこDE広場等での実施について検討
92	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		利用者(実数)：宿泊型62件、訪問型14件、日帰り型0件	利用者は年々増加傾向にある。また、利用後アンケートより、利用者の目的の達成度及び満足度はすべて目標値を上回っていることから、産後の心身や育児に対する不安は軽減され、必要な世帯に対して適切な支援ができた。	100%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続。 産婦健康診査の費用助成開始に伴い、必要な方が産後ケアを利用するまでの迅速な支援体制や委託事業者との調整。
93	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		委託医療機関で実施(例年同様) 受診率：3~4か月児健康診査 99.9% 6~7か月児健康診査 95.4% 9~10か月児健康診査 93.5%	医師に診てもらうことで、健康状態や養育状況の確認ができ、育児不安の軽減や、養育状況の問題を把握し、改善する場になった。	3~4か月児健康診査 99.9% 6~7か月児健康診査 95.4% 9~10か月児健康診査 93.5%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
94	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査を同時に実施し、育児や健康に関する相談を受け付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		一般健康診査を委託医療機関にて個別で実施し、歯科健康診査、問診、相談を3保健福祉センターにて計59回実施。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4-7月は中止) 個別健康診査受診率 95.6% 集団健康診査受診率 92.8%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。新型コロナウイルス感染症状況をみながら、実施方法について再度検討する。	個別健康診査 95.6% 集団健康診査 92.8%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
95	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて計68回実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4-7月は中止)受診率96%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。感染症への不安がある方へは早めにご帰宅いただけるよう配慮し、後日電話相談で対応した。	96%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
96	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		3保健福祉センターにて毎月2~4回、計234件実施(例年同様)	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して助言・情報提供し、必要時療育機関等につなぐことができた。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
97	母子保健指導業務思春期保健業務	思春期の子どもを持つ親(小学校・幼稚園の保護者)に対して保健師が男女の性や避妊、性感染症予防・自己肯定感について健康教育を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
98	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、およこDE広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		14会場で計17回実施、延べ90人の保護者が参加。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月~10月は中止した。11月から定員を5組程度とし、申し込み制で実施)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施数、参加数が減っているが、感染対策をして実施することができた。参加者に対しては乳児期に必要な子育てや健康に関する情報を提供し、希望者へ個別相談を実施することができた。参加数を制限したため、参加できなかった保護者に対しては電話等の個別相談で対応することができた。	11月~実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
99	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳~3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはう蝕活動性試験、ブラッシング指導、日常生活についての健康教育・個別相談、フッ化物塗布、歯科健診を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		飛沫感染防止のため模型でのブラッシング指導に変更し、保護者への口腔ケア指導はパンフレットのみ配布し実施。	仕上げ磨きの負担軽減になるなど子育て支援に繋がった。	100%	新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、3保健福祉センターで計158回実施。
100	母子保健型利用者支援業務「親子すこやかセンター」	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み事に円滑に対応するため保健師等が専門的な見地から相談を実施し、切れ目ない支援体制を構築する。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室	○				
101	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している。	P.39	子ども家庭相談課 母子保健担当室		月に1回定例会議を実施(全10回/新型コロナウイルス感染症防止のため、4、5月は中止したため) 支援が必要な家庭への支援を委託で実施(23世帯・延べ335回)	支援が必要な養育困難な家庭に対し、感染予防に配慮しながら、支援を実施できた。養育者の育児状況の改善や育児不安の軽減等に繋がった。	実施	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施を継続
102	地域子育て支援拠点業務「およこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る。	P.40	子育て支援課		実施を継続するとともに、新たに1か所新設した。	常盤平地区に1か所新設したが、松戸地区に1か所新設までには至らなかった。	50%	事業を継続するとともに新たに1か所新設する。
103	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する。	P.40	子育て支援課		実施を継続するとともに、新たに1か所新設した。	常盤平地区に1か所新設したが、松戸地区に1か所新設までには至らなかった。	50%	事業を継続するとともに新たに1か所新設する。
104	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する。	P.40	子育て支援課		実施を継続するとともに、新たに1か所に子育てコーディネーターを配置し、業務の充実に努めた。	新設した地域子育て支援拠点1か所には子育てコーディネーターを配置することはできた。	50%	実施を継続するとともに、新たに1か所に子育てコーディネーターを配置し、業務の充実に努める。

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
105	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う。	P.40	子育て支援課		利用件数2,952件	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことができた。	実施	実施を継続
106	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る。	P.40	子育て支援課		4名支給	ひとり親家庭の親に就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	実施	実施を継続
107	母子・父子自立支援プログラム策定業務	自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定することにより、きめ細やかに継続的な自立・就労支援を実施する。	P.40	子育て支援課	○				
108	母子家庭等高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する。	P.40	子育て支援課		10名支給	ひとり親家庭の親が就労や増収につながる資格習得するにあたり、生活の負担を軽減するための給付金を適正に支給することができた。	実施	実施を継続
109	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する。	P.40	子育て支援課		市内6か所会場開設	開室時間を短縮するなど、新型コロナウイルス感染症感染対策を講じながら、事業を継続し、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	実施	実施を継続
110	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う。	P.40	子育て支援課		相談数 592件	ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の適切な支援を行うことができた。	実施	実施を継続
111	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する。	P.40	子育て支援課		2世帯7名入所(令和3年3月31日時点)	ひとり親家庭それぞれの事情を鑑み、母子支援施設入所及び自立支援のための支援を行った。	実施	実施を継続
112	高等学校修学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		貸付は2月実施 (広報まつど)12月1日号掲載 (募集要項配布)令和2年12月2日から (配布場所)各中学校、市民課、各支所、 子育て支援課児童給付担当室 (申請期間)令和3年1月6日から3月10日 貸付件数:11件	申請者に対して適正に貸付することができた。	実施	実施を継続
113	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		年3回支給(4月、8月、12月)	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	100%	実施を継続
114	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		年6回支給(1月、3月、5月、7月、9月、11月)	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	100%	実施を継続
115	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。	P.41	子育て支援課 児童給付担当室		令和2年11月から現物給付化を実施。本人負担額は通院、入院1日300円、調剤は無料(市民税非課税世帯はすべて無料)。	申請者に対して適正に医療費を助成することができた。	100%	実施を継続
116	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する。	P.41	指導課		年5回実施	学校の生徒指導体制の再確認、問題行動生徒の状況などを十分に把握できた。	実施	年5回実施
117	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する。	P.41	指導課		年3回実施	各学校区における問題を共有し、課題解決に向けて話し合うことができた。	実施	年3回実施
118	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する。	P.41	指導課		学校の要請に応じて参加	各学校における個別の事案についての協議に参加し、情報共有や助言等を行うことができた。	実施	学校の要請に応じて参加
119	いじめ防止対策委員会	定例会や臨時会を開催し、いじめ防止に関する意見を学校教育現場に還元する。	P.41	指導課	○				
120	いじめ防止対応マニュアルの作成	いじめの未然防止、早期発見・早期対応、継続支援を行ううえでの参考資料として市内全小中学校に配布する。	P.41	指導課	○				
121	校長会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する。	P.41	指導課		生徒指導主任研修会にて年1回実施	いじめ事案が発生した際の学校の対応、学校いじめ防止基本方針についての内容を確認することができた。	実施	生徒指導主任研修会にて年1回実施
122	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、どのように考え行動することが大切なのかを「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する。	P.41	指導課		年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	標語作成を通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚が図れた。	実施及び活用	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用
123	人権リーフレットを作成	市内全小中学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する。	P.41	指導課		年1回配付	人権啓発を図る目的としてリーフレットを配付することができた。	実施	年1回配付
124	いじめ相談カードの作成	市内全小中学生に配付し、いじめについての相談先を児童生徒に周知する。	P.41	指導課	○				

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
125	いじめ防止プログラムを作成	市内全小中学校に配布。各学校が実態に応じて活用している。	P.41	指導課	○				
126	児童生徒活動支援業務「豊かな人間関係づくりプログラムの作成」	豊かな人間関係づくりプログラムを作成。各学校が学級経営の実態に応じたプログラム内容を実施し、児童生徒の自他の理解や自己発見を促し、他者との交流を通して共感性と自尊感情を高めるために活用している。	P.41	指導課	○				
127	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度(Q-U)調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している。	P.41	指導課		年2回実施	松戸市立小中学校がQ-U調査結果を基に、友人関係や学校生活に悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に繋がった。	実施	年2回実施(今年度からデジタル化)
128	児童生徒活動支援業務「職場見学・職場体験」	小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる。	P.41	指導課	○				
129	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にしている。	P.42	指導課		年1回実施	各学校において、生徒自身の進路決定における役割を果たすことができた。	実施	年1回実施
130	調査研究「教育調査」	学校生活に関するアンケートを実施し、調査結果を各校に共有する。児童生徒の実態把握に活用する。	P.42	教育研究所		臨時休業中には、長期欠席傾向にあるアプローチ調査を実施。学校生活アンケート：対象児童1959名、生徒666名、12月に実施	学校生活アンケートを実施し、回答を取りまとめ、考察することができた。結果については、DVDにし、市内小中学校に配付し共有することができた。	実施	学校生活アンケートの実施を継続。
131	教育相談研修会・特別支援教育研修会・人権教育研修会	教員の資質向上を図る研修を開催する。3つの研修すべてに参加すると教育相談に必要な基礎知識・技術が学べる。	P.42	教育研究所		人権教育研修は中止、教育相談研修と特別支援教育研修は、研修動画を配信する形で代替とした。	コロナ感染症予防対策として研修動画を配信する形となったが、教育相談(ネット依存やゲーム依存の実態や治療、予防の方法ならびにその対応について)、特別支援教育研修(『多層指導モデルMIM』の内容理解と実践について)について学ぶことができた。	実施	今年度は、動画配信にて研修会を実施予定。教育相談研修会は、教育相談担当教員と長欠(不登校支援)担当教員を対象にし、名称を教育相談・不登校支援研修会とし、実施予定。
132	不登校支援研修会	効果的な不登校支援について研修し、教員の実践力を養う。	P.42	教育研究所		第1回目は資料を配付しての研修とした。2回目はコロナ感染症予防対策のため中止とした。第3回目は、中学校区を会場として、実施。	第1回目は資料を配付し、研修とした。2回目はコロナ感染症予防対策のため中止とした。第3回目は、中学校区を会場として、松戸市の長欠児童生徒(不登校も含む)の状況や未然防止の観点から、小学6年生の不登校児童に対しての引継ぎをSCを交え、行った。	実施	年2回実施予定。第1回目はZOOMでの研修を予定。第2回目は、中学校区を会場とし、実施予定。
133	知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級担任研修	特別支援学級担任の資質向上を図るため、研修を実施する。	P.42	教育研究所		研修会はコロナ感染症予防対策として中止としたが、資料を作成し、配布した。	研修会はコロナ感染症予防対策として中止としたが、資料を作成し、配布した。	配付	今年度は、動画配信にて研修会を実施予定。
134	特別支援コーディネーター研修会	特別支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修を実施する。	P.42	教育研究所		研修会はコロナ感染症予防対策として中止としたが、資料を作成し、配布した。	研修会はコロナ感染症予防対策として中止としたが、資料を作成し、配布した。	配付	年1回実施予定だが、コロナ感染症予防対策として資料配付の予定。
135	巡回指導員及び児童観察員による就学相談業務	巡回指導員が各校をまわり児童生徒を観察し、支援方法や支援体制を助言・コーディネートする。教員の資質向上を目的に学校・学級の実態に合わせた研修を行う。	P.42	教育研究所		学校からの要請により派遣。139回実施。	学校の要請により、児童生徒の観察を行い、支援方法や支援体制を各学校に助言、伝達することができた。学校を訪問し、教員の資質向上		学校の要請により実施。
136	教育相談・心理相談	小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する。	P.42	教育研究所		4・5月は、コロナ感染症予防対策として対面での相談を中止し、電話相談のみとした。6月より、通常通り、相談業務を実施した。	小中学校の児童生徒・保護者を対象に教育相談(不登校相談)を実施することができた。	実施	本庁・古ヶ崎分室・五香分室にて年間を通して実施。
137	就学相談	就学前児、小中学生対象に発達検査や就学に向けての相談を行う。また、保護者の希望により指導主事が児童観察を行う。	P.42	教育研究所		4・5月は、コロナ感染症予防対策として対面での相談を中止し、電話相談のみとした。6月より、通常通り、相談業務を実施した。	就学前児、小中学校の児童生徒・保護者を対象に就学相談を実施することができた。	実施	本庁・古ヶ崎分室・五香分室にて年間を通して実施。
138	松戸市適応指導教室「ふれあい学級」運営	小4～6年生、中学生を対象に、学校復帰を目指すための相談や適応指導を行う。学校と連携し個別支援を行う。	P.42	教育研究所		4・5月は、コロナ感染症予防対策、在籍校の休校措置、分散登校を踏まえ、閉鎖(閉校)とした。6月以降は、通常通り実施した。	小学4年生～中学3年生を対象に社会的自立を目指すための相談や学習支援、進路相談、適応指導等を行うことができた。	実施	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。
139	学校・家庭支援ステーション「ほっとステーション」運営	小中学生を対象に、教育相談、訪問相談、日本語指導等の個別に応じた相談・支援を行う。	P.42	教育研究所		4・5月は、コロナ感染症予防対策、在籍校の休校措置、分散登校を踏まえ、閉鎖(閉室)とした。6月以降は、通常通り実施した。	小学1年生～中学3年生を対象に不登校児童生徒の居場所として、活動を中心に運営することができた。また、アウトリーチ型の支援、訪問相談も行うことができた。	実施	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。
140	教育支援委員会	特別支援学級利用について、個別のニーズに対応し適切な支援ができるよう審議する。	P.42	教育研究所		年10回実施。審議件数202回。	個々のニーズに対応し、適切な支援ができるよう、審議に努めた。	実施	年間10回実施予定。
141	スクールソーシャルワーカーの派遣	市SSW：子ども・保護者と直接的に関わり、様々な相談に迅速に対応して課題の解決を目指すSSWを配置する。	P.42	教育研究所	○				
141	スクールカウンセラーの派遣	児童生徒の教育相談	P.42	教育研究所	○				
141	スーパーバイザーの派遣		P.42	教育研究所	○				
142	特別支援コーディネーター派遣	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を県に派遣依頼する。	P.42	教育研究所		県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。	学校の要請に応じ、特別支援学校3校のコーディネーターによる助言を受けることができ、児童生徒に寄り添った支援ができた。	随時	県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。
143	特別支援教育アドバイザー派遣	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を教育事務所に派遣依頼する。	P.43	教育研究所		県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。	学校の要請に応じ、県の特別支援アドバイザーによる指導助言を受けることができ、児童生徒への支援・指導にあたることができた。	随時	県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和2年度実施状況	令和2年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和3年度 実施計画
144	特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師の配置、巡回指導員の派遣	個別のニーズに対応するため、特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師、巡回指導員の人材派遣を行う。	P.43	教育研究所		市内小中学校65校のニーズに合わせ配置。	特別支援学校設置校に補助教員、補助員を配置。肢体不自由を抱える児童生徒には支援員、医療的ケアを抱える児童生徒には看護師を配置。	配置	市内小中学校65校のニーズに合わせ配置。実施を継続。
145	スタッフ派遣	特色ある学校づくりのために、各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を派遣する。	P.43	教育研究所		市内小中学校65校・みらい分校（夜間中学）に配置。	特色ある学校づくりのために各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を配置。	配置	市内小中学校65校・みらい分校（夜間中学）に配置。実施を継続。
146	特別支援教育支援チーム	通常学級で支援が必要な児童生徒の観察を行い、専門的な助言を受ける。	P.43	教育研究所		該当児童に対し、学校からの要請により実施（12月） 令和2年度は1回実施。	特別な支援を要する児童に対し、対応の仕方や支援の方法など、専門的な立場から助言、指導していただき、教員の指導力・資質向上につながった。	実施	該当児童に対し、学校からの要請で実施予定。
147	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる。	P.43	教育研究所		毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、対策を講じた。学校や関係部署との連携を強化。	毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、対策を講じた。状況を把握することで、学校や関係機関と連携することの大切さや不登校の未然防止・早期発見・早期対応について学校等に周知することができた。	調査	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止に努め、対応にあたる。
148	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る。	P.43	救急課		・各種研修会 年4回（7月、7～9月） ・事後検証 年2回（12月、3月）	各種の研修会や事後検証会等を通じて、自殺に関連する情報共有を図ることができた。	実施	実施を継続
149	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る。	P.43	救急課		・松戸市病院長連絡協議会 年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）	救急関係機関との連携調整に係る会議に参加し、連携の強化と円滑な業務の遂行を図ることができた。	実施	実施を継続

○基本施策

実施内容	担当課	令和2年度実施状況
2. 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成研修の実施	健康推進課	①一般向け 参加者96名 ②若年層の支援者向け（オンライン）参加者88名 参加者合計184名、平成23年度からの累計養成者数 2,171名
3. 市民への啓発と周知		
メンタルチェックシステム「こころの体温計」の周知	健康推進課	・QRコードを掲載したチラシの配布約7,000枚、啓発ステッカーの貼付435枚 ・ホームページ、SNS、広報まつど等を活用した啓発を実施 ・「こころの体温計」総アクセス数83,079件（前年度比1.6倍）
市民向け講演会の開催		「コロナ時代のメンタルヘルス」をテーマにオンライン開催。 参加者221名、平成22年度からの累計養成者数 3,625名
4. 生きることの促進要因への支援		
子ども・若者の居場所づくり	子どもわかもの課	児童館機能を持つこども館・中高生の居場所「青少年プラザ」を1か所ずつ新規開設
子どもの学習支援・居場所づくり	生活支援一課 子育て支援課	生活に困窮する家庭の小学5,6年生、中学生、高校生に対して、市内6か所で学習支援、居場所づくり、カウンセリングを実施
5. 児童生徒のこころの健康づくりの推進		
いじめ相談カードにて相談先を周知	指導課	・24時間電話相談窓口を記載したカードを、年1回、全小中学生に配布 ・各小中学校で、「悩みごと相談員」の先生を紹介

○重点施策

実施内容	担当課	令和2年度実施状況
1. 生活困窮者の自殺対策の推進		
松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援	生活支援一課	就労支援、住宅確保給付金、家計管理支援を実施 新規相談受付件数 981件
4. 子ども・若者の自殺対策の推進		
乳児家庭全戸訪問事業による、産後うつの早期発見・支援	子ども家庭相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・3保健福祉センターにて、産婦、新生児、乳児のいる家庭を、保健師・助産師等が訪問。訪問実数3,362人（出生数3,356人） ・産後うつの指標となるEPDSを3,133人の産婦に実施し、点数が高かった産婦については医療機関につなぐなど、必要な支援を実施
子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談・支援		3親子すこやかセンターで保健師、社会福祉士、助産師が相談・支援を実施 支援妊婦489人、支援乳幼児588世帯
学校における相談先の周知	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公立高校3校に、こころの健康に関するキャリアファイルとともに、相談先についてのチラシを配布 ・8月の「こころの体温計」10代のアクセス数が273件（前年度比2.4倍）

○生きる支援関連施策

業務名	担当課	令和2年度実施状況
民生委員及び児童委員活動支援	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 509名が18地区に分かれて、コロナ禍においても、感染対策を講じ相談、支援を行っている ・ 民生委員の相談支援件数9,221件のうち、①健康、保健医療②子育て、母子保健③生活費④仕事⑤家族関係の相談支援件数は1,799件（全体の約20%）
低所得者支援事業		<p>社会福祉協議会に委託し、不測の事態により緊急に援護を必要とした世帯に法外援護金を交付。件数145件、交付額1,425,700円</p>
普及啓発媒体配布	健康推進課	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、「コロナ対策ポスター」を作成、駅、スーパーマーケット等に428枚配布</p>
基幹相談支援センター等事業	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援件数9,268件 ・ 令和3年度より小金圏域、常盤平圏域にも開設し、市内3か所に設置 ・ 制度の狭間にある引きこもりの人への支援を含む、包括的相談支援体制を整備
家庭児童相談関係業務	子ども家庭相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭相談員、婦人相談員による相談業務を実施。要保護児童等への必要な支援を実施。 ・ 児童虐待受理件数 1,317件（前年度より347件増加） ・ DV相談件数 121件